省　令

○総務省令第五十二号

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）及び国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第百九十五号）等の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係総務省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

総務大臣　新藤　義孝

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係総務省令の整備等に関する省令

（官庁執務時間並休暇ニ関スル件の一部改正）

第一条　官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正十一年閣令第六号）の一部を次のように改正する。

第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（恩給給与細則の一部改正）

第二条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第三条及び第五条から第七条までの規定中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

第八条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第九条中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

第十条及び第十条の三中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第十一条第一項中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改め、同条第二項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

第十二条、第十三条及び第十五条第一項中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

別紙第一号書式から第十六号書式及び第四十九号書式から第五十三号書式までの規定中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

別紙第五十四号書式中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

別紙第五十五号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

別記第四号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令の一部改正）

第四条　旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令（昭和三十二年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令

第一条中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第五条　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「総務省人事・恩給局」を「総務省」に改める。

別記第一号書式から第十一号書式まで及び第十八号書式から第二十二号書式までの規定中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第六条　寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条から第五条までの規定中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令の一部改正）

第七条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

別記第一号書式中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第八条　沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する内閣官房令

第一条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（失業者の退職手当支給規則の一部改正）

第九条　失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二（見出しを含む。）及び第七条（見出しを含む。）中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

（恩給年額を職権により改定する場合の手続等に関する省令の一部改正）

第十条　恩給年額を職権により改定する場合の手続等に関する省令（昭和五十四年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

（総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第十一条　総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「人事・恩給局長　統計局長」を「統計局長」に改める。

（特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令の一部改正）

第十二条　特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令（平成十七年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する内閣官房令

第一条及び第二条中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第三条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。